

帯広市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
帯広市特定公共賃貸住宅条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

帯広市特定公共賃貸住宅条例（平成 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「7 日以内」を「15 日以内」に改め、同項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の所得がある者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書」を「緊急時の連絡先を記載した請書」に改める。

第 18 条中「連帯保証人の欠員その他の異動」を「緊急時の連絡先に変更」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の帯広市特定公共賃貸住宅条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 5 条第 2 項の規定により入居者として決定した者から適用する。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（説 明）

民法改正を踏まえ、連帯保証人に係る規定を削除するほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。